

# 重度障がい者等就労支援特別事業



高槻市では、重度障がい者への通勤や職場における支援として、重度障がい者等就労支援特別事業を実施します。（令和5年2月開始）

<p>対象者 ※右の全ての要件に該当される方</p>	<p>○高槻市において、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方（就労場所は本市内に限定しません。） ○民間企業で雇用されている方（※1）、又は自営業（※2）の方で通勤や職場における支援が必要な方 ○1週間の所定労働時間が10時間以上の方（今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。）</p> <p>※1 法人の代表者・役員等、就労継続支援A型事業所の利用者は除きます。 ※2 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます（国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除きます。）。</p>																														
<p>支援の内容</p>	<p>&lt;民間企業に雇用されている方の場合&gt; 独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）の「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助や通勤援助を利用しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。</p> <table border="1" data-bbox="368 1014 1436 1211"> <thead> <tr> <th colspan="2">支援内容</th> <th>J E E Dの助成金</th> <th>本事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">通勤支援</td> <td>各年度3か月まで</td> <td>各年度4か月目以降</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職場 介助</td> <td>業務関連の支援</td> <td>○</td> <td>-（助成金で対応）</td> </tr> <tr> <td>業務外の身体介護</td> <td>×（助成金の対象外）</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;自営業の方の場合&gt; 自営業者等として働く場合、J E E Dの助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。</p> <table border="1" data-bbox="368 1377 1436 1574"> <thead> <tr> <th colspan="2">支援内容</th> <th>J E E Dの助成金</th> <th>本事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">通勤支援</td> <td><del>○</del></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職場 介助</td> <td>業務関連の支援</td> <td><del>○</del></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>業務外の身体介護</td> <td><del>○</del></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務関連の支援…文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付添い等 業務外の身体介護…喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等</p>	支援内容		J E E Dの助成金	本事業	通勤支援		各年度3か月まで	各年度4か月目以降	職場 介助	業務関連の支援	○	-（助成金で対応）	業務外の身体介護	×（助成金の対象外）	○	支援内容		J E E Dの助成金	本事業	通勤支援		<del>○</del>	○	職場 介助	業務関連の支援	<del>○</del>	○	業務外の身体介護	<del>○</del>	○
支援内容		J E E Dの助成金	本事業																												
通勤支援		各年度3か月まで	各年度4か月目以降																												
職場 介助	業務関連の支援	○	-（助成金で対応）																												
	業務外の身体介護	×（助成金の対象外）	○																												
支援内容		J E E Dの助成金	本事業																												
通勤支援		<del>○</del>	○																												
職場 介助	業務関連の支援	<del>○</del>	○																												
	業務外の身体介護	<del>○</del>	○																												
<p>サービス提供事業者</p>	<p>重度訪問介護、同行援護、行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業者</p>																														
<p>利用者の負担</p>	<p>サービス利用に要した費用（※3）の1割</p> <table border="1" data-bbox="368 1818 1412 2016"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>月額負担上限額（※4）</th> <th>世帯の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯</td> <td>利用者負担なし（0円）</td> <td rowspan="3">（本人が18歳以上の場合） 本人及びその配偶者</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>利用者負担なし（0円）</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 重度訪問介護、同行援護、行動援護の報酬額と同様の報酬単価（各種加算を除く）とします。 ※4 重度訪問介護等の他の障害福祉サービスとは別途、負担額を計算（上限額を管理）します。</p>	対象	月額負担上限額（※4）	世帯の範囲	生活保護受給世帯	利用者負担なし（0円）	（本人が18歳以上の場合） 本人及びその配偶者	市民税非課税世帯	利用者負担なし（0円）	市民税課税世帯	4,000円																				
対象	月額負担上限額（※4）	世帯の範囲																													
生活保護受給世帯	利用者負担なし（0円）	（本人が18歳以上の場合） 本人及びその配偶者																													
市民税非課税世帯	利用者負担なし（0円）																														
市民税課税世帯	4,000円																														

<p>申請の流れ</p>	<p>随時受付を行っていますが、<u>手続きの流れが対象者によって異なりますので、事前に障がい福祉課までご連絡ください。</u></p> <p>&lt;民間企業に雇用されている方の場合&gt;  <b>○雇用先の民間企業がJ E E Dの助成金を活用する(※5) が必要です。</b>  ※5雇用先の企業が助成金を申請できる要件を満たすかをJ E E Dのホームページに掲載のパンフレットにてご確認ください、支援の実施には一部企業の負担が生じることについてもご理解の上、利用の検討を進めてください。(J E E Dのホームページアドレスおよび連絡先は最下部に記載)</p> <div data-bbox="406 448 1428 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ①</b></p> <p style="text-align: center;">事業の実施フローⅠ (民間企業勤務・職場介助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間で支援計画書を作成(①)し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「J E E D」という。)にて当該支援計画書を事前確認の上、J E E Dから企業に返戻(②)</li> <li>○ 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「地活事業」という。)の利用申請(③)し、地活事業利用開始(④)</li> </ul> </div> <p>&lt;自営業の方の場合&gt;</p> <div data-bbox="406 929 1428 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ③</b></p> <p style="text-align: center;">事業の実施フローⅢ (自営業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間で支援計画書を作成(①) ※自営業者等については支援計画書を作成しなくても差し支えない</li> <li>○ 本人→市町村等に対し、地活事業の利用申請(②)(支援計画書がある場合は添付書類として添付)し、地活事業利用開始(③)</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">出典:厚生労働省「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について説明資料」</p>
<p>必要書類</p>	<p>○重度障がい者等就労支援特別事業給付費支給申請書(様式第70号)</p> <p>○支援計画書(様式第71号)</p> <p>※民間企業に雇用されている方の場合は、<u>J E E Dの助成金の手続きに必要なものとして事前にJ E E Dに提出し、その確認を受けたもの</u></p> <p>○雇用されていることを証する書類の写し(民間企業に雇用されている方)</p> <p>○自営業者等であることを証する書類の写し(自営業の方)</p>
<p>決定期間</p>	<p>支給決定通知書に記載された支給開始日から直近の3月末まで (更新を希望する場合は事前に申請が必要です。)</p>
<p>提出先及び 問い合わせ先</p>	<p>高槻市役所本館1階13番窓口(高槻市桃園町2番1号)  健康福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話:072-674-7164 FAX:072-674-7188</p>

【参考】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(J E E D)のホームページ

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金  
[https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo\\_joseikin/shin\\_syokubakaijo.html](https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo_joseikin/shin_syokubakaijo.html)

② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金  
[https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/tsukin\\_joseikin/shin\\_tsukinenjo.html](https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/tsukin_joseikin/shin_tsukinenjo.html)

問い合わせ先:大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 電話:06-7664-0722 FAX:06-7664-0364